

寄付金取扱規程

公益財団法人星陵会

2018（平成30）年3月19日制定

2019（平成31）年3月20日改正

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人星陵会（以下「法人」という）が受領する寄付金等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（寄付金の種類）

第2条 本法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- （1） 一般寄付金 本法人が常時募金活動を行うことにより受領する寄付金
 - （2） 特定寄付金 本法人が用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
 - （3） 特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体からの申し出により受領する寄付金
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

（一般寄付金の募集）

第3条 本法人は常時、一般寄付金を募ることができる。

- 2 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

（特定寄付金の募集）

第4条 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途その他必要事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

（募金目論見書の交付等）

第5条 特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

（受領書等の送付）

第6条 一般寄付金または特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受

領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本法人は、特定寄付金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本法人は、特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄付金)

第8条 本法人は、個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

2 前項の寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領について理事会の承認を求めなければならない。

3 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体が、その寄付により特別の利益を受ける場合

(2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄付金の受入れに起因して、本法人が著しく資金負担が生じる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

2 寄付者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項が生じたときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則 この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。